



島根県報

平成30年1月5日(金)

号外第1号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第8号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	261号	江津市松川町八神685番1地先から同130番2地先まで	前	A	メートル 5.80～7.90	377.65	浜田県土整備事務所 河川改修工事に伴う嵩上げ工事 ダブルウェイ 仮設道設置
			後	A	5.80～7.90	377.65	
			後	B	4.50～5.80	391.11	
県道	本庄福富松江線	松江市大井町251番2地先から同町200番3地先まで	前		3.59～31.35	403.46	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後		11.90～31.35	403.46	

島根県告示第9号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱241番11地先から同245番11地先まで	メートル 138.50	平成30年1月12日	県央県土整備事務所	
〃	261号	江津市松川町八神685番1地先から同130番2地先まで	391.11	平成30年1月9日	浜田県土整備事務所	
県道	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見178番地先から同204番1地先まで	46.00	平成30年1月10日	県央県土整備事務所	
〃	田所国府線	邑智郡邑南町市木227番6地先から同5547番2地先まで	382.50	平成30年1月20日		